

**第8次山口県保健医療計画(素案)に対するパブリック・コメント
提出いただいた意見とそれに対する県の考え方**

令和6年3月

1 意見の募集期間 令和5年12月18日(月)から令和6年1月17日(水)まで

2 意見の件数 1人 2件

3 意見の内容と県の考え方

(1) 「第2部第3編第3章 新興感染症医療」に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>新興感染症に対応できる病床を確保するため、地域医療構想において推計している必要病床数に向けた病床再編は見直しが必要である。また、在宅医療及び外来医療について、医師の不足・高齢化によりマンパワーが不足しているため、できないことを押し付けられると現場が感じないようにビジョンを示してほしい。</p>	<p>山口県保健医療計画は、質の高い保健医療サービスを持続的に提供できるよう、地域の関係者が協力・連携するための指針であり、県から一方的に義務を課す性格のものではありません。</p> <p>また、保健医療計画の一部である地域医療構想は、病床の削減を目的とするのではなく、各圏域での協議を通じ、地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化・連携等を図るものです。</p> <p>計画に掲げる施策の推進に当たり、こうした趣旨等について、今後とも、関係者に対して丁寧に説明してまいります。</p>

(2) 「第3部第7章 歯科衛生士・歯科技工士」に関するもの

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	<p>歯科技工士を確保するため、歯科技工士学校への支援を行ってほしい。</p>	<p>高齢化に伴い義歯等を製作する歯科技工士の役割は重要性を増していることから、高い技術を持つ歯科技工士の育成や、離職防止・復職支援等に向けて、県歯科医師会や県歯科技工士会等で構成する「県歯科保健医療提供体制検討会」において、対応策を検討することとしています。</p>